

ディスクロージャー分析 ～有価証券報告書におけるコーポレートPPA及び非化石証 書の開示動向～

2024.8.28

主任研究員 公認会計士 兼 CMA 米田 祥隆

Power Purchase Agreement（以下、PPA）や非化石証書を利用した環境価値取引が注目されており、日本公認会計士協会（以下、JICPA）が2023年9月に会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告-気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応-」（以下、環境価値会計の研究報告）を公表し、国際会計基準審議会も2024年5月に「再生可能電力に係る契約」の公開草案を公表し、現在会計基準の整備が進められている状況にある。当ディスクロージャーレポートでは、気候変動リスクへの対応として環境価値取引を実施する企業の記載について開示状況の調査を行った。

はじめに

2023年3月期以降の有価証券報告書（以下、有報）において、「第2 事業の状況」に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、企業はサステナビリティに関する考え方について開示が求められるようになった。また、世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて種々の環境関連取引が行われるようになっている。日本においても、再エネ価値取引市場に基づき非化石証書を用いた取引が活発化しており、従来の非化石証書にコーポレートPPAを組み合わせる取引も可能となっている。当ディスクロージャーレポートは、今後ますます拡大が見込まれ環境価値取引の中でも注目度が増している「非化石証書」及び「PPA」に焦点を当てている。前提知識として、JICPAから公表された環境価値会計の研究報告を中心に非化石証書、コーポレートPPAについて簡単に説明した上で、記載会社数の調査を行った。

なお、環境価値取引に関する会計処理は日本基準、IFRS会計基準ともに基準開発が行われている段階であり2024年8月現在で明確な会計基準は存在していない。また、本文中の意見にあたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

1.非化石証書とは

発電時にCO2を排出しない電気が持つ「環境価値」を、電気自体の価値とは切り離して証書化したものが非化石証書である。環境価値は証書化されたことによって売買が可能となり、電力オークションで取引が開始されている。非化石証書の環境価値には、非化石由来の電気であるという非化石価値のほか、①ゼロエミ価値（温対法における電気の排出量算定時において、CO2排出量を減算できる価値）と②環境表示価値（証書の有する付加価値を表示・主張できる価値）があるとされている。電力には色が付いていないため、非化石証書があることにより企業は①②といった環境価値を主張することが可能となる。

環境価値会計の研究報告では電力の購入者を「需要家」と表現しているが、当ディスクロージャーレポートでは簡略化のため、電力を購入する主体である「企業」に置き換えて説明する。なお、非化石証書にも種類が存在し、ここでは環境価値会計の研究報告に記載のあるものを紹介する。

非化石証書の種類	内容
FIT非化石証書 (再エネ指定)	FIT制度を適用し固定価格で買い取りした太陽光、風力、小型水力、地熱、バイオマス等の電源に基づく再生可能エネルギーからの環境価値を証書化したもの。
非FIT非化石証書 (再エネ指定)	FIT制度が終了した電源や、FITの規格に合致しない大型水力等の電源に基づく再生可能エネルギーからの環境価値を証書化したもの。
非FIT非化石証書 (指定なし)	原子力等のCO2を排出しない電源に基づく環境価値を証書化したもの。

FIT非化石証書は、再エネ価値取引市場または仲介業者からFIT非化石証書を購入後に、使用する電気とあわせて環境価値を活用できる。非FIT非化石証書は、発電事業者と企業の間での直接取引が認められている。一定の要件を満たせばコーポレートPPAでも直接取引が可能であり、企業はコーポレートPPAを通じて非FIT非化石証書を取得し、使用する電力と併せて環境価値を活用することが可能となる。

2.コーポレートPPAとは

企業が発電事業者との間で再生可能エネルギー由来の電力を長期間にわたり購入する契約をコーポレートPPAという。コーポレートPPAを行うことで長期にわたり購入する電力価格の固定化を行った上で、再生可能エネルギーを利用するという環境価値を入手することが可能である。コーポレートPPAは発電設備の設置場所によってオンサイトPPAとオフサイトPPAに分かれ、さらにオフサイトPPAは、実際に電力のやり取りを行うか否かによってフィジカルPPAとバーチャルPPAに分かれることになる。コーポレートPPAは、手法によってさらに細分化されるが、ここでは代表的なオンサイトPPA、フィジカルPPA、バーチャルPPAの特徴をまとめると以下のとおりとなる。

PPAの種類	特徴
オンサイトPPA	企業の敷地内に発電設備を設置する。 メリット：発電設備の建設費・メンテナンスコストは発電事業者が負担するため、企業は発電設備の設置に必要な用地を提供するだけでよく、自家発電を行う場合に比べ手間やリスクが少なく済む。また、発電設備が敷地内にあるため、送電コスト等がかからず、電力の調達コストは他のPPAに比べ安くなる傾向にある。 デメリット：敷地内に設置することになるため、提供できる面積に限界があるため、太陽光発電が中心となり大規模な発電設備の設置は難しく、調達できる電力量は少ない。

PPAの種類	特徴
フィジカルPPA	企業の敷地<u>外</u>に発電設備を設置した上で、発電した電力のやり取りを<u>行う</u>。 メリット：発電設備を企業の敷地外に設置することになるため、オンサイトPPAでは難しい水力・風力発電等も可能であり大規模な電力調達が可能となる。 デメリット：敷地外で発電するため、送電コスト等がかかり電力の調達コストがオンサイトPPAより高くなる傾向がある。また、管轄エリアを跨いだ発電設備の設置はできず、設置した発電設備が発電した電力は原則すべて購入する必要がある。そのため企業はフィジカルPPAから調達した電力で企業の消費電力を賄いきれない場合は電力調達契約を締結し別途調達を行い、一方で調達電力に余剰が発生する場合は売却する必要がある。
バーチャルPPA	企業の敷地<u>外</u>に発電設備を設置した上で、発電した電力のやり取りを<u>行わない</u>。 メリット：バーチャルPPAは電力のやり取りは行わないことから従来の電力契約のまま変更は不要であり、ビルのテナント等でも利用することが可能である。また、フィジカルPPAを利用した際の①敷地外に発電設備を設置にあたり、発電事業者の管轄エリアを跨いだ送電は難しく発電設備の設置場所が制限される問題、②企業が電力の需給バランスの調整を行う必要があるという問題を解決することができる。 デメリット：電力の契約単価はフィジカルPPAと同水準となることが多い。また、電力の固定価格と市場価格との差額について発電事業者と差金決済する必要がある。

オンサイトPPAは送配電コスト・再エネ賦課金等がかからないことから、従前の通常の電気料金より安い水準にあったが、フィジカルPPAは直近の電力高騰により、通常の電力との価格が逆転している点に注意されたい。それぞれのPPAの電力価格を纏めると以下のとおりである。

kWhあたり	オンサイトPPA (太陽光・屋根設置)	フィジカルPPA (太陽光・高圧)	バーチャルPPA (太陽光・高圧)	通常の電気料金 (高圧)
発電 コスト	15~18円	13~16円	13~16円 -市場価格 (環境価値分)	20.5円
小売 コスト		3円	24.5円 (通常の電気料金 の場合)	
送配電 コスト		4円		4円
合計	15~18円	20~23円 +再エネ賦課金	37.5~40.5円 -市場価格 +再エネ賦課金	24.5円 +再エネ賦課金

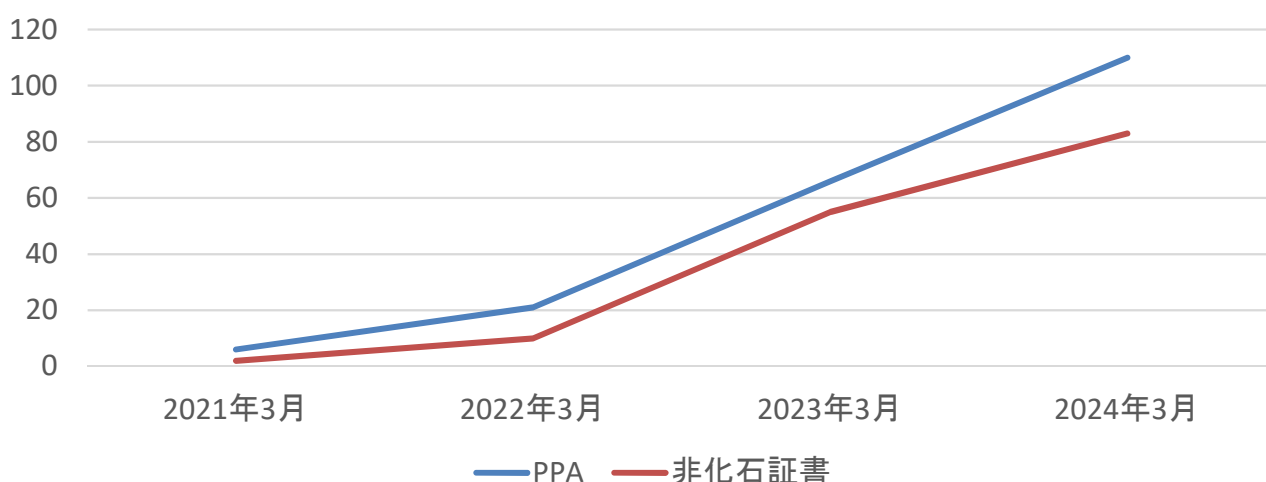
(出所) 自然エネルギー財団「コーポレートPPA日本の最新動向2024年版」から引用し、加工 3

3.調査分析

「非化石証書」及び「コーポレートPPA」に関して企業の利用状況を調査するため、（株）インターネットディスクロージャーの開示ネットにおいて以下の条件でキーワード検索を行った。なお、「PPA」というワードは取得原価の配分（Purchase Price Allocation）の略語としても利用されるため、内容を確認の上で、今回の調査からは除外した。

- ◆検索キーワード：「PPA」、「非化石証書」の2つのキーワードで検索している。
- ◆検索対象目次：第2【事業の状況】の全体に対して検索を行った。
- ◆検索期間：年度ごとの比較のため決算日が3月31日の会社で検索を行った。

開示社数の推移



2023年3月期以降の有報では「第2 事業の状況」に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された影響もあると考えられるが、「非化石証書」及び「PPA」について記載する企業は年々増加している状況にあることが分かった。企業は気候変動に関するシナリオ分析に加え追加で、CO2削減の取り組みとして環境価値取引を行っていることを積極的に開示することにより、環境に配慮している企業であるとアピールすることが可能である。また、ESGを重視することにより評価され、企業価値向上や資金調達ができる可能性がある。現行の会計基準では、非化石証書について資産計上ができるのか、資産計上した場合どのように費用化するのか、オンサイトPPA、フィジカルPPAにおいて発電事業者が設置する発電設備がリースの定義を満たすのか、リースに該当した場合どのように会計処理を行うか等は、会計基準が整備されていない状況にある。これからの基準開発、会計処理の動向にも注視しておく必要があるだろう。